
平成18年度
市民企画事業補助金
審査結果のまとめ

平成18年4月
八王子市

目 次

1 審査結果総括表	-----	1
2 予備審査	-----	5
3 本審査	-----	9
4 参考資料		
(1) 経過・市民企画事業補助金審査委員会開催状況	-----	24
(2) 八王子市市民企画事業補助金交付要綱	-----	25
(3) 市民企画事業補助金 平成18年度補助対象事業募集要項	-----	29
(4) 市民企画事業補助金の審査基準について	-----	33
(5) 市民企画事業補助金庁内審査会設置要綱	-----	34
(6) 市民企画事業補助金庁内審査会委員名簿	-----	35
(7) 市民企画事業補助金審査委員会設置要綱	-----	36
(8) 市民企画事業補助金審査委員会委員名簿	-----	37
(9) 平成18年度市民企画事業補助金 担当課一覧	-----	38

平成18年度市民企画事業補助金 審査結果総括表

部 門		件 数		補助予定金額(円)	予算額(円)	予算額 - 補助予定金額(円)	備 考
A	活動支援部門	応募	16	1,584,000	1,000,000	584,000	
		採択したもの	11	1,084,000	1,000,000	84,000	
		不採択としたもの	5	—			
B	新規	応募	19	11,843,000			1月31日 B新13「シルクウェディングドレス展示会・人気投票」取下げ 3月16日 B新19「学生とシニアのコラボによる「Café CUE」運営事業」取下げ
		審査期間中に 取下げのあったもの	2	1,135,000			
		採択したもの	12	6,792,000			
		不採択としたもの	5	—			
	継続	応募	12	2,778,000			
		採択したもの	12	2,662,000			
		不採択としたもの	0	—			
	小計	応募	31	14,621,000	10,000,000	4,621,000	
		審査期間中に 取下げのあったもの	2	1,135,000			
		採択したもの	24	9,454,000	10,000,000	546,000	
		不採択としたもの	5	—			
	計	応募	47	16,205,000	11,000,000	5,205,000	
審査期間中に 取下げのあったもの		2	1,135,000				
採択したもの		35	10,538,000	11,000,000	462,000		
不採択としたもの		10	—				

平成18年度市民企画事業補助金採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	18年度補助金 交付予定額（円）
A 新 1	里山風景の復元と自然体験できる フィールドづくり	畦っこ元気くらぶ	100,000
A 新 2	市民参加型 援農活動による農業の 活性化	すずしろ22	100,000
A 新 6	八王子生涯学習ガイドブック・2006年 版の作成・配布	八王子生涯学習コーディネーター会	100,000
A 新 7	地元産の木材を使う環境に優しい住ま いづくり啓発事業	八王子住まいづくり市民塾	100,000
A 新 8	子育て学習会(リトルアプリコット)	リトルアプリコット	100,000
A 新 9	第4回七夕交流会	南大沢音訳の会「こだま」	84,000
A 新 10	団塊の世代～これからの輝ける10年 のために～	学びサポート研究会”さくらの森”	100,000
A 新 11	軽度知的障害児の就労に向けたジョ ブトレーニング	特定非営利活動法人 花水木	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	18年度補助金 交付予定額（円）
B 新 1	君にとどけたい愛のコンサート(視覚 障害者音楽家とともに)	八王子フィルハーモニー合唱団	1,000,000
B 新 3	「八王子の手話」ガイドブック	八王子市聴覚障害者協会	250,000
B 新 5	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	600,000
B 新 6	子育て支援と高齢者の生きがいづくり 事業	なごみ	1,000,000
B 新 7	フォーラム「障害者をつくるパフォー ミング・アーツの可能性と課題」	AIR - 空 - パフォーミング・アーツ研 究会	500,000
B 新 10	JOYCCOちびっこ倶楽部	特定非営利活動法人 八王子子 ども劇場	390,000
B 新 12	八王子福祉ガイド 出版・ホームペ ージ作成事業	わかこま自立生活情報室	607,000
B 新 14	「宇津貫町の地誌と生活文化 - 八王 子ニュータウンの礎に -」出版	宇津貫みどりの会	1,000,000
B 新 15	地域社会の活性化を図る講演会、趣 味の作品展	特定非営利活動法人 めじろむつ みクラブ	225,000
B 新 16	おわら風の盆in八王子	八王子「おわら風の盆」の会	1,000,000
B 新 17	パソコン・インターネット市民講座	情報ボランティアの会(八王子)	70,000
B 新 18	四季の植物誌～親子で学ぶ自然観察 ～	四季の植物誌の会	150,000

平成18年度市民企画事業補助金採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門					
受付番号	事業名	団体名	18年度補助金 交付予定額(円)	17年度補助金 交付額(円)	16年度補助金 交付額(円)
A 1	『Myお手玉でお手玉遊び』	八王子お手玉の会	100,000	100,000	-
A 2	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	100,000	100,000	-
A 3	喫茶Mulberry	クッキング ビィ	100,000	100,000	-
B 事業実施部門					
受付番号	事業名	団体名	18年度補助金 交付予定額(円)	17年度補助金 交付額(円)	16年度補助金 交付額(円)
B 1	学校図書館支援事業	八王子に学校図書館を育てる会	96,000	120,000	-
B 2	東京スポーツビジョン21 スポーツクラブ活動事業	特定非営利活動法人 東京スポーツビジョン21	68,000	217,000	-
B 3	介護予防のまちづくりで 高齢者と地域を元気にする	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	500,000	965,000	-
B 4	第2回八王子まちかど・ま ちなみコンテストの開催	特定非営利活動法人 らい ふ舎	562,000	703,000	-
B 5	『わくわく子ども発明塾』	特定非営利活動法人 発 明協会	160,000	200,000	-
B 6	長池こどもの居場所作りの 会	長池こどもの居場所作りの 会	120,000	190,000	-
B 7	学園都市八王子のおみ やげを研究しよう！！	八王子学生郷土さがし 隊！！	320,000	150,000	-
B 1	八王子アマチュア映像祭	八王子アマチュア映像協会	64,000	80,000	100,000
B 2	COOL DESIGN CON TEST	八王子商店研究会	184,000	230,000	320,000
B 3	NPO法人 子どもネット “八王子”子育て支援事 業	特定非営利活動法人 子どもネット“八王子”	128,000	160,000	360,000
B 4	安心・元気な子どもの居 場所づくりプロジェクト	八王子子どもの居場所づ くりプロジェクト	160,000	200,000	1,000,000
B 5	地域特産品の開発(桑を 利用したお土産品として 地域食品名産品)	特定非営利活動法人 地域生活文化研究所	300,000	400,000	500,000

予備審査

予備審査の経過

平成16年12月15日	応募締切
16日～22日	協働推進課で形式審査
24日	担当課に審査を依頼
平成17年1月11日～14日	事業実施部門への応募事業について、協働推進課と担当課により応募書類の内容確認のための応募者面接を実施
18日	担当課審査終了
20日	庁内審査会に審査を依頼
2月7日	庁内審査会開催
9日	予備審査報告書を審査委員会に提出

採点方法について

A部門

審査項目2項目（各3点満点）及び補助金交付の必要性 委員一人につき6点満点

公益性

期待度

B部門

審査項目5項目（各3点満点）及び補助金交付の必要性 委員一人につき15点満点

政策合致性

計画性

社会貢献度

ニーズの高さ

八王子らしさ

平成18年度 市民企画事業補助金 予備審査結果 (A活動支援部門)

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望額 (円)	採点結果	
				平均 得点数	補助金交付の 必要性有りとした 委員数
A 新 1	里山風景の復元と自然体験できるフィールドづくり	睦っこ元気くらぶ	100,000	4.875	7
A 新 2	市民参加型 援農活動による農業の活性化	すずしろ22	100,000	3.778	8
A 新 3	自活健康体操(ADL)の八王子市内展開	自活健康体操クラブ	100,000	3.000	5
A 新 4	高齢者向け健康レクリエーション吹矢の講座企画開発実施	八王子健康レクリエーション吹矢の会	100,000	2.667	4
A 新 5	災害対策・防災意識啓発活動のための広報関連事業	八王子消防ボランティア連絡会	100,000	2.333	3
A 新 6	八王子生涯学習ガイドブック・2006年版の作成・配布	八王子生涯学習コーディネーター会	100,000	4.222	8
A 新 7	地元産の木材を使う環境に優しい住まいづくり啓発事業	八王子住まいづくり市民塾	100,000	3.667	8
A 新 8	子育て学習会(リトルアプリコット)	リトルアプリコット	100,000	3.556	7
A 新 9	第4会七夕交流会	南大沢音訳の会「こだま」	84,000	3.889	7
A 新 10	団塊の世代～これからの輝ける10年のために～	学びサポート研究会"さくらの森"	100,000	3.444	8
A 新 11	軽度知的障害児の就労に向けたジョブトレーニング	特定非営利活動法人 花水木	100,000	4.250	7
A 新 12	こども体験学習支援事業	八王子こども体験隊	100,000	1.778	2
A 新 13	余暇支援事業	特定非営利活動法人 あるが	100,000	2.625	3
A 1	『Myお手玉でお手玉遊び』	八王子お手玉の会	100,000	4.889	9
A 2	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	100,000	4.111	9
A 3	喫茶Mulberry	クッキング・ピィ	100,000	3.444	9

平成18年度 市民企画事業補助金 予備審査結果 (B事業実施部門・新規)

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望額 (円)	採点結果	
				平均 得点数	補助金交付の 必要性有りとした 委員数
B 新 1	君にとどけたい愛のコンサート(視覚障害者音楽家とともに)	八王子フィルハーモニー合唱団	1,000,000	9.333	8
B 新 2	野良猫対策による地域生活衛生環境整備事業	特定非営利活動法人 ねこちゃん協議会	1,000,000	7.000	7
B 新 3	「八王子の手話」ガイドブック	八王子市聴覚障害者協会	250,000	11.222	8
B 新 4	【音楽療法って?】推進事業	豆の木音楽療法研究所	562,000	7.556	6
B 新 5	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	600,000	9.778	8
B 新 6	子育て支援と高齢者の生きがいづくり事業	なごみ	1,000,000	9.111	6
B 新 7	フォーラム「障害者をつくるパフォーミング・アーツの可能性と課題」	AIR - 空 - パフォーミング・アーツ研究会	500,000	7.889	8
B 新 8	『お話し相手』元気ネット	特定非営利活動法人 日本ウェルネット	900,000	7.778	4
B 新 9	服部幸應講演会「食育と地域」	ムッシュ手づくりパンの会	454,000	6.556	6
B 新 10	JOYCCOちびっこ倶楽部	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	390,000	9.778	8
B 新 11	八王子市成人の日 記念講演	八王子青年団体連絡協議会	1,000,000	8.333	5
B 新 12	八王子福祉ガイド 出版・ホームページ作成事業	わかこま自立生活情報室	607,000	10.444	9
B 新 13	シルクウェディングドレス展示会・人気投票	クラフティ・ネット	135,000	-	-
B 新 14	「宇津貫町の地誌と生活文化 - 八王子ニュータウンの礎に -」出版	宇津貫みどりの会	1,000,000	9.000	7
B 新 15	地域社会の活性化を図る講演会、趣味の作品展	特定非営利活動法人 めじろむつみクラブ	225,000	10.222	8
B 新 16	おわら風の盆in八王子	八王子「おわら風の盆」の会	1,000,000	8.778	6
B 新 17	パソコン・インターネット市民講座	情報ボランティアの会(八王子)	70,000	8.000	6
B 新 18	四季の植物誌～親子で学ぶ自然観察～	四季の植物誌の会	150,000	10.222	9
B 新 19	学生とシニアのコラボによる「Café CUE」運営事業	Bomb	1,000,000	9.556	7

平成18年度 市民企画事業補助金 予備審査結果 (B事業実施部門・継続)

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望額 (円)	採点結果	
				平均 得点数	補助金交付の 必要性有りとした 委員数
B 1	学校図書館支援事業	八王子に学校図書館を育てる会	96,000	11.111	9
B 2	東京スポーツビジョン21 スポーツクラブ活動事業	特定非営利活動法人 東京スポーツビジョン21	68,000	11.556	9
B 3	介護予防のまちづくりで高齢者と地域を元気にする	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	500,000	11.000	7
B 4	第2回八王子まちかど・まちなみコンテストの開催	特定非営利活動法人 らいふ舎	562,000	10.667	9
B 5	『わくわく子ども発明塾』	特定非営利活動法人 発明協会	160,000	10.222	9
B 6	長池こどもの居場所作りの会	長池こどもの居場所作りの会	120,000	11.333	9
B 7	学園都市八王子のおみやげを研究しよう！！	八王子学生郷土さがし隊！！	320,000	9.222	8
B 1	八王子アマチュア映像祭	八王子アマチュア映像協会	64,000	9.778	8
B 2	COOL DESIGN CONTEST	八王子商店研究会	300,000	10.444	9
B 3	NPO法人 子どもネット“八王子”子育て支援事業	特定非営利活動法人 子どもネット“八王子”	128,000	10.667	9
B 4	安心・元気な子どもの居場所づくりプロジェクト	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	160,000	11.000	9
B 5	地域特産品の開発(桑を利用したお土産として地域食品名産品)	特定非営利活動法人 地域生活文化研究所	300,000	11.222	9

本 审 查

本審査の経過

平成18年	2月	7日	審査委員会に審査を依頼
		19日	審査委員会を開催 (公開プレゼンテーション)
	3月	2日	審査委員会を開催
	3月	17日	市長に審査結果意見書を提出

公開プレゼンテーション(2月19日)

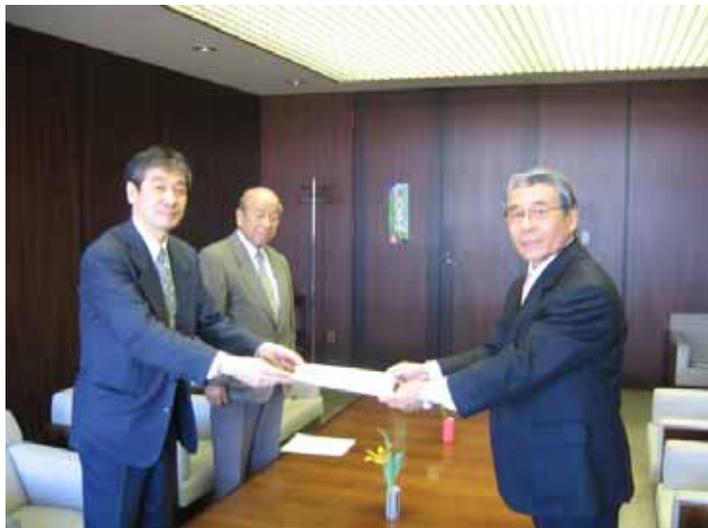


応募団体の発表



審査委員講評

市長に審査結果意見書を提出(3月17日)



採点方法について

A 部門

審査項目 2 項目（各 4 点満点） 委員 7 名 = 56 点満点

公益性

期待度

B 部門

審査項目 4 項目（各 4 点満点） 委員 7 名 = 112 点満点

計画性

社会貢献度

ニーズの高さ

創意工夫

平成18年3月17日

八王子市長 黒 須 隆 一 殿

平成18年度市民企画事業補助金の応募事業について審査を行ったので、次のとおり報告します。

市民企画事業補助金審査委員会

委員長	玉 野 和 志
副委員長	前 野 修
委員	西 弥 生
同	橋 本 優 子
同	原 口 剛 久
同	山 家 利 子
同	伊 藤 仁

市民企画事業補助金審査委員会

委員長 玉野和志

平成15年度から始まった八王子市の「市民企画事業補助金制度」も、18年度で4年目を迎え、3年までを上限として最初の年度に始まった継続事業も完了し、本格的に新しいサイクルに入るようになった。この間に何度か調整されてきた制度設計もそれなりに安定し、市民の側にも適切な理解が広がり、定着してきたと評価してよいだろう。以下、18年度の審査の過程で明らかになった成果と課題について簡単に列記することで、審査委員会としての講評としたい。

1. 応募数と応募内容について

応募の状況については、応募数がかなり増えてきただけでなく、内容的にも甲乙つけがたいほど差がなくなってきたという印象がある。前年度までは、申請額の総計が若干補助額を上まわっていたとはいえ、審査の結果、補助が適当と判断された申請額の総計はいずれも予算を下まわるという状態が続いていた。つまり、事実上絶対評価で補助が決定していたわけである。ところが、今年度の場合は、明らかに補助が適切ではないものを除いても申請総額が予算額を上まわることになり、予算面を優先的に考慮した中で審査することになってしまった。それは申請の量と質が全体に向上したということであり、きわめて喜ばしいことではあるが、補助を受けてもおかしくない事業が予算的な限度によりごくわずかな差で補助を受けられないということでもある。

2. 制度としての周知と定着について

前年度までで継続事業への補助が完了し、今年度はこれまでの団体が改めて新たな事業に取り組んだり、とりあえず今回は申請を見送るなどの動きがみられた。また、今回この事業への申請という形はとらなかったが、他の形での行政との協働へと進んだ事例もあるように聞いている。市民と行政の協働を目指した本事業も、ようやく広く市民の理解を得られるようになり、事業としての成果も上がってきたと思われる。また、従来よくみられた「活動支援部門」と「事業実施部門」へのそれぞれの趣旨に適合しない申請も、今年度の場合は少なかったように思う。その意味でもこの事業の意義と活用の仕方が市民の間はかなり定着してきたと評価したい。制度としてはとりあえず安定した段階に入ったとみることができる。

ただし、毎年予算が削られる継続申請を避けて、1年おきに新規の申請を続けるなどの新しい事態も生じてくる可能性はあるので、つねに見直していくことが必要であろう。

3．公的な活動としての広がり

今回の審査では、市民活動としての新規さや、今後の可能性という点で高い評価を受けながらも、公的な補助を与えるという点では逡巡せざるをえないという残念な申請がいくつか見受けられた。それらはその個性的な活動形態やあくまで少数の人々を直接の対象としているがゆえに、その日常的な活動自体に公的な補助を与えるという判断が困難な事例であった。他の申請にも多かれ少なかれみられる傾向ではあるが、市民企画事業として公的な補助を求めるかぎりは、つねに市民一般への働きかけや意義が問われるわけで、この点でのしかけや工夫が必要とされる。自分たちの活動の進展というだけでなく、一般市民への働きかけや公的な広がりを模索するイベントなどを組み込むなどの姿勢が求められるところである。

4．おわりに

すでに述べたように、この事業の意義と活用の仕方が市民の間はかなり定着し、申請の量と質が全体的に向上してきている現状においては、今後、予算額によって可否の決定をせざるをえない状況となることが見込まれる。八王子市が「市民との協働によるまちづくり」を掲げ、本事業が市民と行政の協働を目指したものであるならば、今後申請の実態にあった予算額の算定が望まれるところである。検討をお願いしたい。

平成18年度 市民企画事業補助金

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
A 新 1	里山風景の復元と自然体験できるフィールドづくり	畦っこ元気くらぶ	100,000
A 新 2	市民参加型 援農活動による農業の活性化	すずしろ22	100,000
A 新 3	自活健康体操(ADL)の八王子市内展開	自活健康体操クラブ	100,000
A 新 4	高齢者向け健康レクリエーション吹矢の講座企画開発実施	八王子健康レクリエーション吹矢の会	100,000
A 新 5	災害対策・防災意識啓発活動のための広報関連事業	八王子消防ボランティア連絡会	100,000
A 新 6	八王子生涯学習ガイドブック・2006年版の作成・配布	八王子生涯学習コーディネーター会	100,000
A 新 7	地元産の木材を使う環境に優しい住まいづくり啓発事業	八王子住まいづくり市民塾	100,000
A 新 8	子育て学習会(リトルアブリコット)	リトルアブリコット	100,000
A 新 9	第4回七夕交流会	南大沢音訳の会「こだま」	84,000
A 新 10	団塊の世代～これからの輝ける10年のために～	学びサポート研究会"さくらの森"	100,000
A 新 11	軽度知的障害児の就労に向けたジョブトレーニング	特定非営利活動法人 花水木	100,000
A 新 12	こども体験学習支援事業	八王子こども体験隊	100,000
A 新 13	余暇支援事業	特定非営利活動法人 あるが	100,000

審査委員会 審査結果(A 活動支援部門)

審査結果				受付 番号
得点数	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
36	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 1
39	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 2
30	不可	本補助金により実施する事業としての独自性を発揮できる方策が必要と考える。本補助金の交付については認められない。	0	A 新 3
27	不可	公的な活動として広がりをもせるためにも、事業の内容を見直し、市民の参加を呼びかける広報活動を充実していただきたい。本補助金の交付については認められない。	0	A 新 4
30	不可	本補助金制度として、事業内容の具体的な効果・必要性について疑問がある。本補助金の交付は認められない。	0	A 新 5
33	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 6
33	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 7
33	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 8
37	可	行政等との連携を図りながら音訳の普及に努めていただきたい。	84,000	A 新 9
37	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 10
44	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 新 11
27	不可	事業の新規性や独自性、また公的な活動としての広がりについて工夫が必要であるとする。本補助金の交付については認められない。	0	A 新 12
27	不可	事業の新規性や独自性、また公的な活動としての広がりについて工夫が必要であるとする。本補助金の交付については認められない。	0	A 新 13

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
A 1	『Myお手玉でお手玉遊び』	八王子お手玉の会	100,000
A 2	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	100,000
A 3	喫茶Mulberry	クッキング ビィ	100,000
計			1,584,000

審 査 結 果				受 付 号
得点数	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
37	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 1
41	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	100,000	A 2
38	可	補助金の交付は認めるが、桑の葉に絞って実施していく理由を明確にした上で、地域との連携を図りながら実施していくこと。	100,000	A 3
			1,084,000	

平成18年度 市民企画事業補助金

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 新 1	君にとどけたい愛のコンサート(視覚障害者音楽家とともに)	八王子フィルハーモニー合唱団	1,000,000
B 新 2	野良猫対策による地域生活衛生環境整備事業	特定非営利活動法人 ねこちゃん協議会	1,000,000
B 新 3	「八王子の手話」ガイドブック	八王子市聴覚障害者協会	250,000
B 新 4	【音楽療法って?】推進事業	豆の木音楽療法研究所	562,000
B 新 5	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	600,000
B 新 6	子育て支援と高齢者の生きがいづくり事業	なごみ	1,000,000
B 新 7	フォーラム「障害者をつくるパフォーミング・アーツの可能性と課題」	AIR - 空 - パフォーミング・アーツ研究会	500,000
B 新 8	『お話し相手』元気ネット	特定非営利活動法人 日本ウェルネット	900,000
B 新 9	服部幸應講演会「食育と地域」	ムッシュ手づくりパンの会	454,000
B 新 10	JOYCCOちびっこ倶楽部	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	390,000
B 新 11	八王子市成人の日記念講演	八王子青年団体連絡協議会	1,000,000
B 新 12	八王子福祉ガイド 出版・ホームページ作成事業	わかこま自立生活情報室	607,000
B 新 13	シルクウェディングドレス展示会・人気投票	クラフティ・ネット	135,000

審査委員会 審査結果 (B 事業実施部門・新規)

審査結果				受付 番号
得点数	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
77	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	1,000,000	B 新 1
65	不可	地域での理解を深めて地域の人たちが自分達で解決していく方向が必要であるとする。補助事業とすることで、地域で解決する姿勢が失われることも危惧されるため、本補助金の交付は認められない。	0	B 新 2
80	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	250,000	B 新 3
63	不可	音楽療法を広く周知するような事業を再考してほしい。本補助金の交付は認められない。	0	B 新 4
77	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	600,000	B 新 5
66	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	1,000,000	B 新 6
70	可	本補助金の交付は認めるが、事業費の割合の中でスタッフ等の経費が多いので再考願いたい。	500,000	B 新 7
63	不可	公益性は認めるが、本補助金の交付については認められない。	0	B 新 8
57	不可	団体の本来の活動と講演会の内容に関連性が見当たらず、講演会の参加者が団体の本来の活動を理解できるかに疑問あり。本補助金の交付は認められない。	0	B 新 9
84	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	390,000	B 新 10
60	不可	実現性について疑問があり、事業内容の工夫が必要である。本補助金の交付は認められない。	0	B 新 11
92	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	607,000	B 新 12
		1月31日付けで取下げ		B 新 13

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 新 14	「宇津貫町の地誌と生活文化 - 八王子ニュータウンの礎に -」出版	宇津貫みどりの会	1,000,000
B 新 15	地域社会の活性化を図る講演会、趣味の作品展	特定非営利活動法人 めじろむつみクラブ	225,000
B 新 16	おわら風の盆in八王子	八王子「おわら風の盆」の会	1,000,000
B 新 17	パソコン・インターネット市民講座	情報ボランティアの会(八王子)	70,000
B 新 18	四季の植物誌～親子で学ぶ自然観察～	四季の植物誌の会	150,000
B 新 19	学生とシニアのコラボによる「Café CUE」運営事業	Bomb	1,000,000
計			11,843,000

審 査 結 果				受 付 番 号
得点数	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
67	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	1,000,000	B 新 14
66	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	225,000	B 新 15
66	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	1,000,000	B 新 16
82	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	70,000	B 新 17
77	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	150,000	B 新 18
		3月16日付けで取下げ		B 新 19
			6,792,000	

平成18年度 市民企画事業補助金

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 1	学校図書館支援事業	八王子に学校図書館を育てる会	96,000
B 2	東京スポーツビジョン21 スポーツクラブ活動事業	特定非営利活動法人 東京スポーツビジョン21	68,000
B 3	介護予防のまちづくりで高齢者と地域を元気にする	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	500,000
B 4	第2回八王子まちかど・まちなみコンテストの開催	特定非営利活動法人 らいふ舎	562,000
B 5	『わくわく子ども発明塾』	特定非営利活動法人 発明協会	160,000
B 6	長池こどもの居場所作りの会	長池こどもの居場所作りの会	120,000
B 7	学園都市八王子のおみやげを研究しよう！！	八王子学生郷土さがし隊！！	320,000
B 1	八王子アマチュア映像祭	八王子アマチュア映像協会	64,000
B 2	COOL DESIGN CONTEST	八王子商店研究会	300,000
B 3	NPO法人 子どもネット“八王子”子育て支援事業	特定非営利活動法人 子どもネット“八王子”	128,000
B 4	安心・元気な子どもの居場所づくりプロジェクト	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	160,000
B 5	地域特産品の開発(桑を利用したお土産品として地域食品名産品)	特定非営利活動法人 地域生活文化研究所	300,000
計			2,778,000

審査委員会 審査結果(B 事業実施部門・継続)

審査結果				受付 番号
得点数	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
76	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	96,000	B 1
74	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	68,000	B 2
80	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	500,000	B 3
70	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	562,000	B 4
78	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	160,000	B 5
77	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	120,000	B 6
66	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	320,000	B 7
79	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	64,000	B 1
84	可	所定額上限を超える補助金の特段の必要性は認められず、上限額での補助金交付を可とする。	184,000	B 2
81	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	128,000	B 3
78	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	160,000	B 4
69	可	(審査委員会としては特段の意見はない。)	300,000	B 5
			2,662,000	

参 考 资 料

<経 過>

10月1日	広報はちおうじ、ホームページに募集記事掲載
10月29日、11月27日	応募相談会の開催
10月17日～12月15日	募集期間
12月16日～2月7日	予備審査
2月7日～3月16日	本審査
3月17日	審査結果意見書を市長へ提出

<市民企画事業補助金審査委員会開催状況>

開催年月日	開催時刻	会 場	内 容
平成17年7月28日(木)	14:00～16:00	クリエイトホール 第7学習室	・委員長・副委員長の選任 ・18年度補助事業の募集について ・18年度審査の日程について ・17年度補助事業情報交換会について
平成18年2月19日(日)	10:30～18:00	クリエイトホール ホール	・公開プレゼンテーション審査 (事業実施部門)
平成18年3月2日(木)	14:00～17:30	八王子市役所 905会議室	・最終審査 (活動支援部門・事業実施部門)

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総 則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のしくみづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

2 補助対象事業のうち国、地方公共団体及び市の外郭団体から他の制度による補助等を受ける事業は前項の規定にかかわらず補助対象事業としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

「市民企画事業補助金交付申込書」(様式1)

「市民企画事業実施計画書」(様式2)

「市民企画事業収支計画書」(様式3)

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、第5条第3項に規定する審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考

したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(様式4)により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」(様式5)により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない(軽微な変更は除く)限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による通知については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)

「市民企画事業補助金交付事業成果報告書」(様式9)

「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を
発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり
別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当課の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容
に関係する所管(以下「担当課」という。)を指定するものとする。

2 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補
助金額の確定を行うにあたり、担当課に意見を求めるものとする。

3 担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第17条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年5月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年8月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年9月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年8月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

応募部門		A 活動支援部門	B 事業実施部門
		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	市民活動団体が自立運営を協働を目標に企画提案する公益的な事業。 将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。
補助の対象 (掲げている要件全てに該当する事業であること)	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問わない。) 2. 市内に活動拠点を持っていること。 3. 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。 4. 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5. 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同左 2. 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3. 同左 4. 同左 5. 同左
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公益性が認められること。 2. 市内で実施されること。 3. 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4. 平成18年4月から平成19年3月までの間に実施する事業であること。 5. 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6. 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7. 国、地方自治体及び市の外郭団体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。 8. 上記1～7の要件のほか、法令等に違反しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同左 2. 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3. 同左 4. 同左 5. 同左 6. 同左 7. 同左 8. 同左
補助額等	金額	1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	1件当たり対象事業費の1/2以内 又は100万円のいずれか低い額 2回目以降対象事業費の1/3以内 又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合は とする。
	交付額の単位	千円単位(千円未満切り捨て)	千円単位(千円未満切り捨て)

市民企画事業補助金

平成18年度補助対象事業募集要項

1. 趣旨

市民企画事業補助金は、市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募方式により募集し、厳正な審査を経て決定します。

2. 補助の内容

補助対象事業は、以下の2部門に分けて募集し、決定します。

応募することができるのはA活動実施部門、B事業実施部門、合わせて1団体1事業です。

A 活動支援部門

この部門では、すでに公益的な活動に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとする団体の活動を紹介するために要する経費の補助をします。ただし、計画段階での事業費が5万円以上のものとします。

補助金額	必要な経費の10分の10 (千円未満切り捨て、上限10万円)
補助回数	同一団体2回まで補助を受けることができます。

B 事業実施部門

この部門では、市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助します。ただし、計画段階での事業費が10万円以上のものとします。

補助金額	必要な経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限100万円) 2回目以降は対象事業費の1/3以内又は前回交付決定額の80%のいずれか低い額。ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合は、 とします。
補助回数	同一の事業に対して3回まで補助金の申し込みを行うことができます。

3. 補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が補助対象となります。

- (1) 公益性が認められること。
- (2) 計画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (3) 平成18年4月から平成19年3月までの間に実施する事業であること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
- (6) 市、市の外郭団体、国や他の地方自治体で実施している他の財政的な支援制度の対象とならないこと。
- (7) 上記(1)～(6)の要件のほか、法令等に違反しないこと。

このほか、各部門ごとに、以下の要件も満たす必要があります。

A 活動支援部門

- (8) 市内で実施すること。

B 事業実施部門

(9) 市内で実施されるか、又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。

4 . 応募できる団体

次の全ての要件を満たす団体が応募できます。

- (1) 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)
- (2) 構成員 5 人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。

このほか、各部門ごとに、以下の要件も満たす必要があります。

A 活動支援部門

- (5) 市内に活動拠点を持っていること。

B 事業実施部門

- (6) 市内に活動拠点を持っているか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。

5 . 補助の対象としない経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは補助の対象から除きます。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (3) 不動産及び高額な備品の購入費

6 . 募集の周知

以下の方法で、募集することを周知しています。

広報はちおうじ 10 月 1 日号への掲載

市民活動推進部ホームページへの掲載

募集案内チラシでの周知(市庁舎・市民活動支援センター・クリエイトホール・各事務所・市民センター等公共施設への備え付け)

7 . 相談会の開催

以下のとおり相談会を開催し、応募予定団体に対し申し込み手続きや制度の概要等についての相談を行います。相談会への参加は申し込み不要ですので直接会場へお越しください。

開催日時： 1 回目 平成 17 年 10 月 29 日(土) 午後 1 時 ~ 5 時

2 回目 平成 17 年 11 月 27 日(日) 午後 1 時 ~ 5 時

会 場： クリエイトホール 1 階 情報コーナー内

応募についての問い合わせ・相談は、協働推進課で随時受け付けます。できるだけ事前に電話連絡のうえ、お越しください。

8 . 募集期間(応募書類の受付期間)

平成 17 年 10 月 17 日(月) ~ 平成 17 年 12 月 15 日(木)

申し込みは郵送でお願いします。12 月 15 日必着です。

上記相談会の会場でも受け付けます。

9. 審査方法

審査は、次のとおり行います。

(1) 予備審査

市の関係部長で構成する庁内審査会で応募書類により審査するほか、事業実施部門については、必要に応じて応募者との面接による応募書類の確認を行います。

(2) 本審査

下表のメンバーによる市民企画事業補助金審査委員会で、応募書類により審査するほか、事業実施部門については、公開プレゼンテーションを行いその内容を審査します。

また、継続事業については応募時に提出された前年度事業の進捗状況の内容も参考にしたうえで審査します。本審査にあたっては、予備審査結果、市民コメント（後述）を参考にします。

市民企画事業補助金審査委員会委員		
委員長	玉野和志	首都大学東京 都市教養学部人文・社会系社会学コース 准教授
副委員長	前野修	八王子市町会自治会連合会 事務局長
委員	西弥生	八王子学生委員会 委員長（創価大学 法学部）
委員	橋本優子	公認会計士
委員	原口剛久	コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社 東京サポート部東京総務グループ係長
委員	山家利子	特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター・アンティ多摩 事務局長
委員	伊藤仁	八王子テレメディア株式会社 営業部長

審査項目は下表のとおりです。

区分	A 活動支援部門	B 事業実施部門
予備審査	公益性 期待度 補助金交付の必要性	政策合致性 計画性 社会貢献度 ニーズの高さ 八王子らしさ 補助金交付の必要性
本審査	公益性 期待度	計画性 社会貢献度 ニーズの高さ 創意工夫

審査結果(補助対象事業の選考及び交付額の査定結果)は市長に報告され、補助金の交付の決定は市長が行います。

10．公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」に応募された事業については、本審査において一般公開でプレゼンテーションを行います。

開催予定日：平成18年2月19日(日)

開催時間：応募件数を確認後決定し、応募団体に通知します。

市民への周知は、広報「はちおうじ」2月15日号及びホームページで行います。

会場：クリエイトホール 5階ホール 東町5-4

11．市民参加

公開プレゼンテーションに参加した市民は、応募事業についての意見を市民コメントシートで提出することができます。提出された市民コメントは、本審査の参考資料として、「市民企画事業審査委員会」に提出します。

12．結果の公表

審査の結果は、広報はちおうじ、市民活動推進部ホームページで公表します。

13．普及広報

市民企画事業補助金制度を市民の方により知っていただくために、補助金交付を受けた団体は補助事業を行う際にポスターやチラシ等に市民企画事業補助金交付対象事業である旨の表示をしていただきます。

14．事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。

このほか、市が開催する情報交換会や一般公開での成果報告会等に参加をお願いし、事業成果の発表をしていただきます。また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

15．問い合わせ・応募書類等の郵送先

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

電話 0426-20-7401 FAX 0426-26-0253

ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatsudo/kyodo/kikakutop.htm>

(こちらから応募書式のダウンロードができます。)

市民企画事業補助金の審査基準について

予備審査は、応募書類について、関係所管課による審査を経て、庁内審査会での審査を行います。また、事業実施部門では、必要に応じて面接による応募書類の確認も行います。

本審査は、市民企画事業補助金審査委員会で、予備審査の結果を参考にしながら行います。活動支援部門は応募書類のみの審査ですが、事業実施部門では書類審査のほか、公開プレゼンテーションも審査の対象とします。また、公開プレゼンテーションに参加した市民のコメントも審査の参考にします。

審査にあたっては、応募書類が提出された事業ごとに、以下の項目に主眼をおいた審査を行います。

A 活動支援部門

< 予備審査 >

公 益 性	活動目的や内容に公益性が認められるか。
期 待 度	独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。
補助金交付の必要性	

< 本審査 >

公 益 性	活動目的や内容に公益性が認められるか。
期 待 度	独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。

B 事業実施部門

< 予備審査 >

政 策 合 致 性	実施効果が八王子ゆめおりプランの目指す方向性に寄与するか。 将来、市との協働事業に発展することが期待できるか。
計 画 性	事業内容、事業規模、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、継続の必要性があるか。
社 会 貢 献 度	地域社会の健全な発展に寄与するか。
ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
八王子らしさ	「オンリーワンのまちづくり」を目指す八王子市として積極的に支援できるものか、八王子の歴史、伝統、文化、自然などを生かすものか。
補助金交付の必要性	

< 本審査 >

計 画 性	事業内容、事業規模、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、継続の必要性があるか。
社 会 貢 献 度	地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。
ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
創 意 工 夫	他の団体ではできない独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また可能性を秘めているか。

市民企画事業補助金庁内審査会設置要綱

(設 置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき執行する市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)について、市の施策との整合性や市民自治・協働の推進という視点から審査するため、市民企画事業補助金庁内審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。
(1) 補助金の応募事業の予備審査に関する事項
(2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組 織)

第3条 審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。

総合政策部長
市民活動推進部長
財務部長
健康福祉部長
こども家庭部長
産業振興部長
環境部長
まちづくり計画部長
生涯学習スポーツ部長

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市民活動推進部長を、副委員長には総合政策部長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を総括する。
3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長が会議に出席できないときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 審査会は、委員長が招集し、議長となる。
2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報 告)

第7条 委員長は、応募事業の予備審査の結果について、市民企画事業補助金審査委員会に報告しなければならない。

(庶 務)

第8条 審査会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成15年8月18日から施行する。
附 則 この要綱は、平成15年11月14日から施行する。
附 則 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

市民企画事業補助金庁内審査会委員名簿

平成18年3月1日現在

	氏名	役職	備考
1	西田和夫	総合政策部長	副委員長
2	白柳和義	市民活動推進部長	委員長
3	原島一	財務部長	
4	岡部正明	健康福祉部長	
5	小林昭代	こども家庭部長	
6	大熊誠	産業振興部長	
7	橋本義一	環境部長	
8	市川健寿	まちづくり計画部長	
9	菊谷文男	生涯学習スポーツ部長	

市民企画事業補助金審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、適正かつ客観的に審査するため、市民企画事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)の申請事業の審査に関する事項
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内大学に在学する者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

3 委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報告)

第7条 委員長は、申請事業の審査結果について、市長に報告書を提出しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

市民企画事業補助金審査委員会委員名簿

(任期 平成17年6月～18年5月)

平成18年3月1日現在

	氏 名	区 分	所 属	備 考
1	玉野 和志	市内大学研究者	首都大学東京 都市教養学部人文・社会系社会学コース 准教授	委員長
2	前野 修	連合町会関係者	八王子市町会自治会連合会 事務局長	副委員長
3	西 弥生	市内大学学生	八王子学生委員会 委員長 (創価大学 法学部)	
4	橋本 優子	公認会計士		
5	原口 剛久	市内企業関係者	コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社 東京サポート部東京総務グループ 係長	
6	山家 利子	市民活動関係者	特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター・アンティ多摩 事務局長	
7	伊藤 仁	地域メディア関係者	八王子テレメディア株式会社 営業部長	

平成18年度 市民企画事業補助金 担当課一覧

受付番号	事業名	団体名	担当課					
A 活動支援部門	新 1	里山風景の復元と自然体験できるフィールドづくり	畦っこ元気くらぶ	環境政策課	環境保全課	農林課		
	新 2	市民参加型 援農活動による農業の活性化	すずしる22	農林課				
	新 6	八王子生涯学習ガイドブック・2006年版の作成・配布	八王子生涯学習コーディネーター会	生涯学習総務課	学習支援課			
	新 7	地元産の木材を使う環境に優しい住まいづくり啓発事業	八王子住まいづくり市民塾	農林課	環境政策課	環境保全課		
	新 8	子育て学習会(リトルアブリコット)	リトルアブリコット	こども政策課	子ども家庭支援センター	子育て支援課		
	新 9	第4会七夕交流会	南大沢音韻の会「こだま」	障害者福祉課				
	新 10	団塊の世代～これからの輝ける10年のために～	学びサポート研究会"さくらの森"	協働推進課	高齢者支援課	生涯学習総務課	学習支援課	
	新 11	軽度知的障害児の就労に向けたジョブトレーニング	特定非営利活動法人 花水木	障害者福祉課				
	1	Myお手玉でお手玉遊び	八王子お手玉の会	高齢者支援課	こども政策課	子育て支援課	児童青少年課	指導室
	2	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	協働推進課	暮らしの安全安心課	防災課	高齢者支援課	こども政策課
				産業政策課	環境政策課	ごみ減量対策課	生涯学習総務課	
3	喫茶Mulberry	クッキング ビィ	学園都市文化課	産業政策課	観光課			
B 事業実施部門 (新規)	新 1	君にとどけたい愛のコンサート(視覚障害者音楽家とともに)	八王子フィルハーモニー合唱団	学園都市文化課	障害者福祉課			
	新 3	「八王子の手話」ガイドブック	八王子市聴覚障害者協会	障害者福祉課				
	新 5	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	こども政策課	児童青少年課	生涯学習総務課		
	新 6	子育て支援と高齢者の生きがいづくり事業	なごみ	高齢者相談課	高齢者支援課	こども政策課	子育て支援課	
	新 7	フォーラム「障害者をつくるパフォーミング・アーツの可能性と課題」	AIR - 空 - パフォーミング・アーツ研究会	学園都市文化課	障害者福祉課			
	新 10	JOYCCOちびっこ倶楽部	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	こども政策課	子ども家庭支援センター	子育て支援課	児童青少年課	
	新 12	八王子福祉ガイド 出版・ホームページ作成事業	わかま自立生活情報室	障害者福祉課				
	新 14	「宇津貫町の地誌と生活文化 - 八王子ニュータウンの礎に - 」出版	宇津貫みどりの会	広聴広報室(広報担当)	農林課	環境保全課	都市計画室	文化財課
	新 15	地域社会の活性化を図る講演会、趣味の作品展	特定非営利活動法人 めじろむつみクラブ	協働推進課	学園都市文化課	高齢者支援課		
	新 16	おわら風の盆 in 八王子	八王子「おわら風の盆」の会	広聴広報室(広報担当)	産業政策課	観光課		
B 事業実施部門 (継続)	新 17	パソコン・インターネット市民講座	情報ボランティアの会(八王子)	IT推進室	学習支援課			
	新 18	四季の植物誌 - 親子で学ぶ自然観察 -	四季の植物誌の会	こども政策課	児童青少年課	環境政策課	環境保全課	
	1	学校図書館支援事業	八王子に学校図書館を育てる会	指導室	中央図書館			
	2	東京スポーツビジョン21 スポーツクラブ活動事業	特定非営利活動法人 東京スポーツビジョン21	児童青少年課	スポーツ振興課			
	3	介護予防のまちづくりで高齢者と地域を元気にする	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	高齢者相談課	高齢者支援課	介護サービス課		
	4	第2回八王子まちかど・まちなみコンテストの開催	特定非営利活動法人 らいふ舎	広聴広報室(広報担当)	観光課	都市計画室		
	5	「わくわく子ども発明塾」	特定非営利活動法人 発明協会	こども政策課	児童青少年課	産業政策課	指導室	
	6	長池こどもの居場所作りの会	長池こどもの居場所作りの会	こども政策課	児童青少年課			
	7	学園都市八王子のおみやげを研究しよう!!	八王子学生郷土さがし隊!!	学園都市文化課	産業政策課	観光課		
	1	八王子アマチュア映像祭	八王子アマチュア映像協会	広聴広報室(広報担当)	学習支援課			
2	COOL DESIGN CONTEST	八王子商店研究会	産業政策課					
3	NPO法人 子どもネット八王子子育て支援事業	特定非営利活動法人 子どもネット八王子	こども政策課	子ども家庭支援センター	子育て支援課	児童青少年課	指導室	
4	安心・元気な子どもの居場所づくりプロジェクト	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	こども政策課	児童青少年課	暮らしの安全安心課	教育総務課		
5	地域特産品の開発(桑を利用したお土産品として地域食品名産品)	特定非営利活動法人 地域生活文化研究所	産業政策課	観光課	農林課			

平成18年4月発行
八王子市 市民活動推進部 協働推進課
〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話 042-620-7401 (直通)
FAX 042-626-0253
E-mail b050700@city.hachioji.tokyo.jp